

歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定について

1 歯及び口腔に関する条例の制定状況

- (1) 44 道府県で歯科口腔保健に関する単独条例を制定済み（東京都、大阪府、本県除く）。
- (2) 本県においては、健康づくり推進条例第 2 章「健康づくりの推進に関する施策」の中で、第 2 節「生活習慣病等の健康づくり」、第 4 節「こころの健康づくり」と並んで、第 3 節として「歯及び口腔の健康づくり」（第 12 条及び第 13 条）が定められている。

2 「健康づくり推進条例」（H23.4 施行）との関係

- (1) 歯及び口腔の健康づくりは、健やかな成長発育の促進や、糖尿病をはじめとする生活習慣病の予防など、全身の健康づくりに重要な役割を果たしており、乳幼児期から高齢期まで全ての世代において口腔ケアの重要性が高まっている。

加えて、新型コロナウイルス感染症による新たな課題（歯科受診控え、外出自粛による会話の制限に伴う高齢者の口腔機能の低下、学校や園での歯磨きやうがいの実施機会の減少など）が明らかになっており、そうした課題への対応が求められている。

- (2) こうした状況の中、健康づくり推進条例においては、「健康づくり関係者」の中に含まれる歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者、事業者及び医療保険者について、各主体における責務を規定するとともに、乳幼児期から高齢期までの生涯にわたる切れ目のない歯及び口腔の健康づくりを推進するための具体的な施策と、社会環境の変化に応じた体制の整備について規定した単独条例を制定し、関係者の参画と協働及び相互連携を図り、実効性のある施策を推進することとした。

3 「健康づくり推進条例・健康づくり推進プラン・健康づくり推進実施計画」との関係

